

鳥取県告示第38号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成24年1月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグストア・サンデーズ伯耆店・イエローハット伯耆店・いしかわ岸本店
西伯郡伯耆町大殿977-1外
- 2 変更する事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
変更前 2,162平方メートル
変更後 2,061平方メートル
 - (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐輪場の位置及び収容台数
 - (ア) 位置 6の書類に記載のとおり
 - (イ) 収容台数 変更前 18台
変更後 28台
 - イ 荷さばき施設の位置及び面積
 - (ア) 位置 6の書類に記載のとおり
 - (イ) 面積 変更前 242平方メートル
変更後 266平方メートル
 - ウ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - (ア) 位置 6の書類に記載のとおり
 - (イ) 容量 変更前 26.19立方メートル
変更後 31.44立方メートル
 - (3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
変更前 有限会社いしかわ 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時
株式会社ジュンテンドー 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後7時
変更後 有限会社いしかわ 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時
株式会社ジュンテンドー 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後8時
- 3 変更する年月日
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計及び大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
平成24年8月29日
 - (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
平成24年6月1日
- 4 届出年月日
平成23年12月28日
- 5 変更に係るもの以外の事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 正 島根県益田市下本郷町206-5
有限会社いしかわ 代表取締役 石川 邦子 米子市茶町7

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 収容台数 91台

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後9時30分

イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(ア) 出入口の数 2か所

(イ) 位置 6の書類に記載のとおり

ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

6 縦覧に供する書類

大規模小売店舗を設置している者の変更届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

平成24年1月24日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室

米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県民局

西伯郡伯耆町吉長37-3 伯耆町企画課経営企画室

9 意見書の提出

伯耆町の区域内に居住する者、伯耆町において事業活動を行う者、伯耆町の区域をその地区とする商工会その他の伯耆町に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。